

別記 (一)

伊東興氏ノ復職ノ件
一、日給増額ノ件
二、運轉課
三、精勤賞支給率改正ノ件

(1) 初仕給ハ運轉手金一円六十銭 車掌金一円五十銭トス
但シ勤務時間十時間 実働時間七時半迄トス

(10) 大體承認ス
其ノ方法トシテハ新旧ノ初仕給ノ差額ヲ車掌、運轉手ニ對シ一様ニ加給ス
二、精勤賞支給率改正ノ件

現在制度ヲ変更セシ
例令ハ車掌、運轉手ノ皆勤者ニ對シ金五円一日欠勤ノ場合ハ其ノ三分ノ二ニ日欠勤ノ場合ハ其ノ三分ノ一ヲ支給シ三日間以上欠勤セシ場合ハ三分ノ一ヲ支給セス

理由 近郊電車ノ大部分ハ五日ニシテ本社ハ開業日淺ク隨テ利益少キヲ以テ本件ハ追テ改正スル見込ナリ
三、時間外勤務ノ當割増ノ件

時間外勤務ニ對シテハ一時間ニ付日給額百分ノ十一ヲ支給スル事ニ改メ
四、賞與金支給額改正ノ件

賞與金ハ本社毎期ノ營業成績ト各自ノ勤務トニ伴フモノニシテ一區一トシテ給與スヘキ性質ノモノニテアラサルヲ以テ兼視スルコトヲ得ズ而シテ前期末ニ於テ成績優良ナルモノニ對シテハ約五十分ノ賞與其ヲ支給シタリ